

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
平成 2 1 年度計画

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

目 次

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 研究に関する目標を達成するための措置

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 1
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 7

2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置

- (1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置 8
- (2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置 11
- (3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置 12

3. 教育に関する目標を達成するための措置

- (1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置 12
- (2) 人材養成に関する目標を達成するための措置 13

4. その他の目標を達成するための措置

- (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 14

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 17
- 2. 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 18
- 3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 18
- 4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 19

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 19
- 2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 19
- 3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 20

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・ 20
- 2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・ 20

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- 1. 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・ 21
- 2. 安全管理に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・・・ 22

VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資産計画（別紙参照）・・・・・・・・ 23

VII. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

IX. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

X. その他

- 1. 施設・設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2. 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（別紙）予算、収支計画及び資金計画

- 1. 予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2. 収支計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3. 資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

I. 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館の5つの大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における研究水準及び研究成果を本機構内外の連携を基礎に一層進展させるため、本機構の企画・連携・広報室を中心に、各機関が共同して連携研究を実施する。その研究テーマは、「日本とユーラシアの交流に関する総合的研究」であり、「ユーラシアと日本：交流と表象」、「湿潤アジアにおける「人と水」の統合的研究」、「文化の往還」の3領域で構成され、新たな人間文化研究の推進を図る。20年度で終了した「文化資源の高度活用」の8課題については、成果のとりまとめを行う。

また、第二期の活動の検討に資するため、20年度に開始した人間文化研究総合推進事業の活動提案による研究について、成果をまとめる。

② 各機関において次のように研究活動を推進する。

(7) 国立歴史民俗博物館においては、内外の研究者を組織する研究プロジェクトとして、共同研究、資料調査研究及び展示プロジェクトを実施する。

1) 共同研究

共同研究は、「基幹研究」、「基盤研究」、「個別共同研究」の3つの型を設定して推進する。

今年度は、基盤研究の新規課題での共同研究員公募を実施するとともに、公募型、展示型及び準備研究を拡充実施し戦略的な研究展開を図るとともに、引き続き基幹研究、基盤研究の充実に取り組む。

○基幹研究

a. 20世紀に関する総合的研究Ⅱ

- ・20世紀における戦争Ⅱ（3年計画の3年目）
- ・高度経済成長と生活変化（3年計画の3年目）

b. 列島における生活誌の総合的研究

- ・兆・応・禁・呪の民俗誌（3年計画の3年目）
- ・自然と技の生活誌（3年計画の2年目）
- ・地域開発における文化の保存と利用（3年計画の1年目）

c. 新しい古代像樹立のための総合的研究

- ・旧石器時代の環境変動と人間生活（3年計画の1年目）
- ・農耕社会の成立と展開 ―弥生時代像の再構築―（3年計画の1年目）
- ・新しい古代国家像のための基礎的研究（3年計画の1年目）

○基盤研究

a. 科学的資料分析研究

- ・歴史資料に対する自然科学的調査法の開発と適用に関する研究（3年計画の3年目）

- ・日韓青銅製品の鉛同位体比を利用した産地推定の研究（3年計画の2年目）
- b. 総合的年代研究
 - ・歴史・考古資料研究における高精度年代論（3年計画の1年目）
 - ・建築と都市のアジア比較文化史（3年計画の1年目）
- c. 高度歴史情報化研究
 - ・ニュース映画の研究資源化ならびに活用方法の確立に関する研究（3年計画の3年目）
 - ・民俗研究映像の制作と資料化に関する研究（3年計画の3年目）
 - ・洛中洛外図屏風歴博甲本の総合的研究（3年計画の1年目）
 - ・古代における文字文化の形成過程の基礎的研究ー古代中国・朝鮮からの伝播ー（1年：準備研究）
 - ・中近世における武士と武家の資料論的研究（3年計画の2年目：展示型）
 - ・「地理写真」の資料化と活用（3年計画の1年目：展示型）
 - ・中世における儀礼テキストの総合的研究ー館蔵田中旧蔵文書『転法輪鈔』を中心としてー（3年計画の2年目：公募型）
- d. 博物館学的研究
 - ・デジタル化された博物館資料に関する情報記述法の研究（3年計画の3年目）

○個別共同研究

- ・東アジア先史時代の定住化過程の研究（3年計画の3年目）の1課題の研究を実施する。

2) 資料調査研究プロジェクト

館蔵資料を中心とした歴史資料の調査研究プロジェクトを本格的に実施する。

- a. 死絵資料（5年計画の5年目）
- b. 見世物コレクション（6年計画の6年目）
- c. 野村コレクション服飾（5年計画の2年目）
- d. 考古関係先史遺物資料の整理調査（4年計画の2年目）
- e. 飛島鈴木家資料（5年計画の2年目）

3) 展示プロジェクト

企画展示、総合展示のミニ企画、資料調査研究、総合展示の新規・再構築の展示構成のため展示プロジェクトを実施する。

- a. 企画展示「日本建築は特異なのかー東アジアの宮殿・寺院・住宅ー」（3年計画の3年目）
- b. 企画展示「縄文はいつから！？ー1万5千年前になにがおこったのかー」（3年計画の3年目）
- c. 「東アジアの国際交渉」（3年計画の2年目）
- d. 「中近世の武家と武士」（3年計画の2年目）
- e. 「侯爵家のアルバム」（2年計画の1年目）
- f. ミニ企画（連携展示）「百鬼夜行の世界」（2年計画の2年目）
- g. 第6展示室総合展示の新規構築（5年計画の5年目）
- h. 第4展示室総合展示の再構築（8年計画の5年目）

など、12件（企画展示8件、総合展示3件、くらしの植物苑1件）の展示プロジェクトを実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、基幹研究、研究プロジェクトとして、以下のとおり実施する。

○基幹研究「文学資源の総合研究」

- ・ 王朝文学の流布と継承（5年計画の4年目）
- ・ 19世紀における出版と流通（5年計画の4年目）
- ・ 陽明文庫における歌合資料の総合的研究（3年計画の1年目）

○研究プロジェクト

1) 基礎的研究

- ・ 日本古典籍特定コレクションの目録化の研究（6年計画の6年目）
- ・ 和刻本（五山版・近世初期刊本）の研究（6年計画の6年目）
- ・ 近世後期小説の様式的把握のための基礎研究（6年計画の6年目）
- ・ 東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究（6年計画の6年目）

2) 総合的研究

- ・ 学芸書としての中世類題集の研究（6年計画の6年目）
- ・ 近世文芸の表現技法「見立て・やつし」の総合研究（6年計画の6年目）
- ・ 古典形成の基盤としての中世資料の研究（6年計画の6年目）
- ・ 平安文学における場面生成研究（6年計画の6年目）
- ・ 開化期戯作の社会史研究（6年計画の6年目）
- ・ 経営と文化に関するアーカイブズ研究（6年計画の6年目）

3) 応用的研究

- ・ アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究（6年計画の6年目）
- ・ 日本文学関連電子資料の構成・利用の研究（3年計画の2年目）

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究を、国内外の研究機関、研究者と協力しつつ推進する。

1) 外国人研究員が参画する共同研究を次のとおり15件実施する。

- ・ 文明と身体（3年計画の1年目）
- ・ 仏教からみた前近代と近代（3年計画の2年目）
- ・ 日本文明史の再建－生命文明の時代を求めて－（3年計画の3年目）
- ・ 怪異・妖怪文化の伝統と創造－前近代から近現代まで－（1年計画）
- ・ 性欲の社会史（3年計画の3年目）
- ・ 日本の近代化とプロテスタンティズム（1年計画・国内公募）
- ・ 植民地帝国日本における支配と地域社会（3年計画の2年目）
- ・ 近代日本の公と私、官と民－比較の視点から－（3年計画の3年目）
- ・ 「東洋美学・東洋的思惟」を問う：自己認識の危機と将来への課題（3年計画の2年目）
- ・ 都市文化とは何か？－ユーラシア大陸における都市文化の比較史的研究－（3年計画の3年目）
- ・ 18世紀日本の文化状況と国際環境（3年計画の3年目）
- ・ 東アジアにおける知的システムの近代的再編成（3年計画の3年目）
- ・ 日本における翻訳の文化史（1年計画・国外公募）

- ・「満州」学の整理と再編（3年計画の3年目）
- ・民謡研究の新しい方向（3年計画の3年目）
- 2）日本文化の基盤領域の研究に資するため、比較文化映像資料研究等をテーマに、教員の自主的な研究の場としての基礎領域研究を実施する。
- 3）海外における日本研究会及び海外シンポジウムを開催する。
- 4）海外における日本文化研究者、及び日本文化研究資料に携わる専門家との連携協力関係を築くとともに、本センターが収集蓄積している文献資料コレクション、データベース等のPRと利用普及を図る。
- 5）引き続き「外書（海外で発刊された日本文化に関する外国語書籍）」の収集を行う。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1）以下の研究プロジェクトを推進し、地球環境学に係わる独創的かつ領域横断的な総合研究を進め、国内外のネットワーク作りに資する。それとともに、地球研のミッションを踏まえたプロジェクト融合型のシンポジウム、ワークショップ及び研究集会を開催して研究成果を共有する。
 - ・北東アジアの人間活動が北太平洋の生物生産に与える影響評価（5年計画の5年目）
 - ・都市の地下環境に残る人間活動の影響（5年計画の4年目）
 - ・農業が環境を破壊するとき—ユーラシア農耕史と環境—（5年計画の4年目）
 - ・日本列島における人間—自然相互関係の歴史的・文化的検討（5年計画の4年目）
 - ・社会・生態システムの脆弱性とレジリエンス（5年計画の3年目）
 - ・環境変化とインダス文明（5年計画の3年目）
 - ・東アジア内海の新石器化と現代化：景観の形成史（5年計画の3年目）
 - ・民族／国家の交錯と生業変化を軸とした環境史の解明—中央ユーラシア半乾燥域の変遷（5年計画の3年目）
 - ・病原生物と人間の相互作用環（5年計画の3年目）
 - ・人の生老病死と高所環境—「高地文明」における医学生理・生態・文化的適応（5年計画の2年目）
 - ・人間活動下の生態系ネットワークの崩壊と再生（5年計画の2年目）
 - ・熱帯アジアの環境変化と感染症（5年計画の2年目）
 - ・温暖化するシベリアの自然と人—水環境をはじめとする陸域生態系変化への社会の適応—（5年計画の1年目）
 - ・アラブ社会におけるなりわい生態系の研究—ポスト石油時代に向けて—（5年計画の1年目）
 - ・メガシティが地球環境に及ぼすインパクト：そのメカニズム解明と未来可能性に向けた都市圏モデルの提案（本研究への移行準備）
- 2）研究プロジェクトを開始する前駆的な研究として、数件程度の予備研究を実施する。予備研究においては、プロジェクト形成のための周到な準備と準備計画を推進し、本格的な研究プロジェクトとして確立するよう努める。
- 3）将来の地球研における研究プロジェクトの目標にふさわしいテーマのシーズとなることが見込まれるインキュベーション研究の提案を広く所内外から募り、全所的な検討を経た上で、

地球研インキュベーション研究として立ち上げる。

- 4) 大学等関係機関との連携を強化して地域環境情報ネットワークの構築を具体化するとともに、地球環境に関する調査資料の分析・解析を統合的に行うためのシステム化も進め、実験施設の有効利用をするための体制を整備する。
- 5) 地球環境学に関する第4回国際シンポジウムを開催し、地球研全体としての研究成果を広く発信する。
- 6) 地球研の目標やミッションを、大学共同利用機関における研究のあり方や社会的なニーズなどとの関連で議論する国内シンポジウムを21年度に開催する。
- 7) 地球研の研究プロジェクトと機構の「中国環境問題研究拠点」との連携を図り、中国における環境問題を自然・人間文化の両面から総合的に捉えるとともに、地球規模の環境問題との関わりについての研究活動を行う。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 共同研究として、文化人類学・民族学及び関連諸分野を含む幅広い研究、及び本館の所蔵する資料に関する研究などとして、「キリスト教文明とナショナリズムー人類学的研究」、「民俗資料保存論の構築と素材に応じた保存処理法の開発」、「日本における移民言語の基礎的研究」、「知識と行為の相互関係からみる呪術的諸実践」などの継続課題を実施する。さらに10月から開始される新規申請課題（募集中につき件数未定）を実施する。
- 2) 大学共同利用機関としての使命をより追及するため、機関研究の制度を大きく見直して21年度後半より新制度の機関研究を開始する。旧制度の機関研究は、最終年として3つの研究領域にわたって引き続き実施する。
 - ・研究領域「社会と文化の多元性」においては、「観光とグローカリゼーションー東アジアの視点から」など
 - ・研究領域「人類学的歴史認識」においては「ユーラシアと日本ー交流と表象」など
 - ・研究領域「新しい人類科学の創造」では「テキスト学の構築」などのプロジェクトを実施する。
- 3) 多様な文化の共生に資する新しい世界認識の確立を目指して、有形・無形の文化資源に関する文化資源プロジェクトを引き続き推進する。
 - ・収集分野においては、「中国漢族の標本資料収集」など
 - ・資料管理分野においては、「有形文化資源の保存管理システムの構築」など
 - ・情報化分野においては、「館蔵各種資料データベースの作成と公開」など
 - ・資源運用分野においては、「本館常設展示リニューアル」、「特別展自然のこえ 命のかたちーカナダ先住民の生みだす美」など
 - ・社会連携分野においては、「台湾原住民関連資料の収集地における活用の実践」など

③ 人間文化に関する総合的研究

- (ア) 機構の人間文化研究総合推進検討委員会において、人間文化に関する総合的研究推進の方向、そのための研究体制の構築、推進すべき領域及び課題等及び国際連携の方策について共同利用等の観点から審議を行う。

(イ) 機構の地域研究推進委員会・関係部会の審議に基づき、関係大学・機関と機構の地域研究推進センターが協力して、学術的、社会的に重要な意義を有する特定地域の地域研究を次のとおり推進する。

1) イスラーム地域研究

18年度に地域研究推進委員会が策定したイスラーム地域研究推進事業基本計画及びこれに基づく研究計画により、第4年次の研究を推進する。

2) 現代中国地域研究

18年度に地域研究推進委員会が策定した現代中国地域研究推進事業基本計画及びこれに基づく研究計画により、第3年次の研究を推進する。

3) 現代インド地域研究

20年度に地域研究推進委員会が研究対象に選定した現代インド地域研究について、研究体制の整備を進め、研究の推進に着手する。

④ 各機関において、出版物の充実をはじめとして、展示・情報発信などの多様な方法を用いて、研究成果を広く国の内外に公開・発信し、研究の促進をはかるとともに社会への貢献に努める。

(フ) 国立歴史民俗博物館においては、

1) 共同研究などの研究成果は『国立歴史民俗博物館研究報告』として刊行する。

2) 研究成果を速やかに常設の総合展示に反映させるとともに、共同研究などに基づいた企画展示等を実施し、併せて、展示図録を刊行する。

3) さらに日常的な研究成果を迅速に公開するため、研究速報を含めた展示を開催する。

4) 歴史系総合誌「歴博」及び年間の研究・事業報告等をまとめた「年報」を引き続き刊行し、国内外の研究機関、研究者等に配付する。共同研究の成果となる企画展示に関連するフォーラムを開催し、広く情報発信をする。また、フォーラム記録を刊行する。

(ヘ) 国文学研究資料館においては、

1) 研究成果を『プロジェクト報告』、『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』、『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』、『調査研究報告』、『史料目録』、『国際日本文学研究集会会議録』等を刊行することによって公開する。

2) 共同研究の成果に基づいて展示を実施し、併せて展示図録を刊行する。

(ホ) 国際日本文化研究センターにおいては、

1) 研究成果等を取りまとめた『日文研叢書』及び『日本研究』を引き続き出版し、国内外の研究機関、研究者等に配付する。

2) 研究論文等を欧文論文誌『JAPAN REVIEW』として引き続き出版し、国内外の研究機関、研究者等に配付する。

3) 日文研における研究活動の最良の成果を『欧文モノグラフ』シリーズとして引き続き出版し、国内外の研究機関、研究者等に配付する。

4) 上記の他、各種報告書、広報誌等を引き続き出版し、国内外の研究機関、研究者等に広く

発信する。

- 5) 『日本研究』、『JAPAN REVIEW』及び『日文研フォーラム』を引き続きデジタルアーカイブとしてデータベース化し、インターネット上で公開する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 研究成果等の発信として、『地球研叢書』又は『地球研ライブラリー』として出版する。
さらに、地球研に関わる研究者等を対象にしたニュースレターを昨年度に引き続き発刊する。
- 2) 研究成果等の公開及び発信として、ホームページを充実させ、地球研フォーラム、地球研市民セミナー、地球研地域セミナーや各研究プロジェクトが開催する公開シンポジウムの案内や出版物の紹介を含めた多面的な情報発信を進める。
- 3) 「地球環境学」という新しい学問領域の構築に向け、地球研の研究成果を広く発信するため、『地球環境学事典』の編纂に取り組む。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 研究成果を研究者コミュニティ並びに社会に公開するため、『国立民族学博物館研究報告』、『民博通信』、『MINPAKU Anthropology Newsletter』などの出版物を刊行する。
- 2) 研究成果を展示に反映させるため計画を進めていた常設展示場の改編を継続すると共に、展示場における情報提供のさらなる充実を図る。
- 3) 特別展及び企画展を複数回開催する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

各機関においては、多様な形態の研究が推進できるよう、以下のような研究実施体制の整備と自己点検・評価を進める。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、「博物館型研究統合」の推進と「共同研究」のさらなる拡充を図る。そのため引き続き運営会議将来計画委員会を中心に、館の目的と次期中期計画に相応しい研究部体制の検討を行う。3センターについては企画、執行の機能と権限を強化集中し、センター会議などによりセンター担当教員と管理部職員の協業をさらに推進し、迅速化と効率的な運用を実現する。

(イ) 国文学研究資料館においては、4研究系体制のより効率的で円滑な運営を図るとともに、研究体制の自己点検・評価をもとに将来計画委員会での検討を踏まえ、次期中期目標期間におけるより柔軟で効率的な研究体制に改組する案を策定する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、海外の日本研究機関及び日本研究者との連携・交流を充実するため、プロジェクト研究員を中心に海外における日本研究の動向を調査・研究するとともにシンポジウム等の開催及び研究成果物等の発信により、引き続き人的ネットワークの強化を図る。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 「循環」「多様性」「資源」「文明環境史」「地球地域学」の5つの研究領域に係るプログラムのもとに各研究プロジェクトを統括し、さらにそれらを連携・統合するとともに、これまでの成果を踏まえて、基盤として研究を継続すべき重点領域の絞り込みを進めながら、地球環境学の研究を推進させる。
- 2) 研究推進戦略センターでは、地球環境学に関する統合的研究戦略の策定、実験・観測体制の整備、情報の収集・分析、成果の発信に向け、同センター内に設けた組織の整備・充実を図り、引き続き検討を行う。

(オ) 国立民族学博物館においては、16年度に改組した研究体制で引き続き研究を推進すると共に、改組後の研究体制の自己点検・評価について、議論を進める。

2. 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置

① 機構の「人間文化研究総合推進事業」及び各機関におけるそれぞれの基盤領域に関する共同研究等を実施し、国内外の研究機関及び研究者との連携・協力を推進する。「人間文化研究総合推進事業」においては、各機関で蓄積した共同研究の成果を連結し、かつ、一層の高次化を実施するため、機構内外の研究者による連携研究を実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館において今年度実施する共同研究（前掲1の(1)の②の(ア)）のうち、基幹研究については、機関研究員を公募してその研究に専従させ、研究の進展を図る。また、基盤研究については、国内外の大学やその他の研究機関等から共同研究員を公募するなど研究者の協力を得て資料研究を進める。

さらに、資料調査研究プロジェクト、展示プロジェクトにおいても資料研究及び展示技法の開発を積極的に進める。

また、「人間文化研究総合推進事業」の一環として、機構連携展示「百鬼夜行の世界」、機構連携展示「ユーラシアにおける人の移動と境界の形成に関する展示」の開催に向けて連携研究を実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、大学共同利用の促進を図るため、前掲（1の(1)の②の(イ)）の課題を実施する。最終年度に当たる研究プロジェクトは、報告書等を作成する。次期に継続する研究プロジェクトは、その準備に着手する。また、公募した共同研究を継続して実施する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 共同研究のうち「日本文明史の再建－生命文明の時代を求めて－」について産官学共同研究として実施する。
- 2) 海外における日本研究会及び海外シンポジウムを開催する。
- 3) 共同研究における研究成果として、国際研究集会を開催する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、国内外の研究者との連携を図りながら、プログラムを基盤とする共同研究会を積極的に実施する。特に、地域・環境・情報に関わる研究者のネットワ

ークを形成しての共同研究を実施する。

(オ) 国立民族学博物館においては、共同研究を館外からも公募し、研究者コミュニティの代表者を交えた共同利用委員会において審査すると共に、研究終了時に共同研究成果報告会を実施し、同委員会及び運営会議で審議する。（共同研究の実施については、前掲1の(1)の②の(オ)を参照。）

② 各機関においては、研究資料及び情報の計画的な収集・整理・保存並びに研究成果の発信・公開を行うとともに、この方面における各機関の連携・協力を促進し、共同利用の基盤形成に努め、国内外の研究者の広範な利用に供する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、日本の歴史と文化に関する資料を収集するとともに、整理・調査し、目録・図録やデータベースを作成して共同利用に供する。

1) 18年度に策定した館の基本的な資料収集方針に基づいて、日本歴史文化資料の収集、海外流出資料の調査・収集を進める。新たな歴史像再構築のため、展示等に活用できる資料価値の高いものを計画的・効率的に収集する。

2) 歴史・考古・民俗資料の復元的資料制作を行う。

3) 目録又は図録の刊行、データベース等の構築とインターネットによる公開を進める。

4) 蓄積された歴史資料及びデータベース等の有効活用を図るとともに、新たな歴史像の創造を目指した総合展示リニューアルに関しては、第6展示室の開室、第4展示室の展示設計を行う。併せて、資料調査、資料修復、資料購入等を実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、

1) 国内外の研究者・研究機関との緊密な協力のもとに、資料の特性を踏まえた調査研究を行い、それに基づく計画的な収集を実施する。また、研究上価値の高い原本資料を収集するとともに、基幹研究「文学資源の総合研究」（「王朝文学の流布と継承」及び「19世紀における出版と流通」）と連動した調査収集活動を推進する。

2) 日本文学及びそれに関連する各種情報のデータベースの充実を図り、それらの公開サービスを行う。また、他機関・大学等との提携によるデータベース構築を検討する。

3) 収集した資料・情報を適切に整理・保存管理・データベース化・提供を進める。特に、長年にわたって継続してきた一部の大規模資料群の整理を完結させる。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

1) 大型コレクション整備の一環として、引き続き「風俗画資料」を収集する。

2) 日中歴史研究センター旧蔵書の整理を継続する。

また、故海野一隆大阪大学名誉教授から寄贈を受けた地理学・地図学文献、及び古地図等の整理を継続する。

3) 日本研究資源汎用化システムの基礎となる日文研情報システム全体を見直し、またデータベースの再構築を行うことにより、情報システムとデータベース環境の高効率化を引き続き推進する。

- 4) 稀本・資料データベース、研究支援データベース、他機関連携データベースなどの構築を引き続き推進する。
- (エ) 総合地球環境学研究所においては、地域環境情報ネットワークの構築を具体化するとともに、20年度までに構築した地球研アーカイブスシステムを活用し、研究プロジェクトが収集した観測データ、分析結果、映像資料等の蓄積を引き続き進め、可能なものから順次公開する。
- (オ) 国立民族学博物館においては、
- 1) 国内外で各種資料の収集・映像取材を継続するとともに、その整理・編集・情報化を進め、映像音響資料データベース、標本資料データベース及び各種研究データベースなどやそれらに加工したコンテンツとして公開する。同時にこれらの資料と既存の資料が有機的に連携できるデジタル・アーカイブズ（データベース）の構築を推進する。
 - 2) 常設展示場の改編を継続すると共に、展示の制作及び利用の側面から展示の共同利用を促進する。
 - 3) 外国語文献の遡及入力を引き続き行う。
 - 4) 民族学研究アーカイブズの整理・デジタル化を引き続き行い、資料の公開及び共同利用を促進する。
 - 5) 各種資料の保存・管理システムの機能強化を図るための調査研究を継続するとともに、その一部の実用化を推進する。
- ③ 研究資源共有化推進事業として、20年度に公開利用を開始した「統合検索システム」（5機関のデータベース横断検索）・「nihuONEシステム」（研究者参加型データベース）のデータ拡充と利用促進を行う。
- ④ 各機関の目的に沿った、共同利用の充実に努める。
- (フ) 国立歴史民俗博物館においては、運営会議の専門委員会として設置されている「共同研究委員会」が、長期的な視点に立った研究課題の設定、共同研究採否の決定及び実施された共同研究の評価を行う。
- 同じく運営会議の専門委員会「資料収集委員会」で承認された館の基本的資料収集方針に基づいた具体的な資料収集計画を策定するとともに、様々な方法で資料の公開を進め、資料の共同利用性をより高める。
- また、共同研究や資料研究に外国人研究者やリサーチ・アシスタント、大学院生が参加できるよう配慮する。
- (イ) 国文学研究資料館においては、共同研究委員会において、共同研究の企画立案を図ることとする。
- また、各種資料・情報の提供方法の見直しを行い、共同利用の充実に努める。
- (ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、共同研究の課題について、国内1件、国外1件を公

募し、また、共同研究員の国外公募を3件実施する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、研究プロジェクトを基盤とする共同研究を進め、その中で新しいシーズを発掘し、共同研究の充実及び活性化を図る。

(オ) 国立民族学博物館においては、研究者コミュニティの代表者を交えた共同利用委員会において、共同研究の公募枠、審査基準の在り方及び運営方法など、それらの見直しを含めた議論を行い、研究の活性化を図る。

⑤ 国内外関係諸機関との連携・協力のための調査研究を行う。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 「教育研究評議会」「経営協議会」及び各機関に置かれる「運営会議」における意見を引き続き積極的に取り入れ、研究者コミュニティの意思の反映に努める。

② 各機関のデータベースの網羅的検索システムを構築するための情報環境及びその他各機関の所蔵資料の利用を促進する体制、そのための設備を整備する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、館蔵資料に関する閲覧システムの迅速化・画像のデジタル化と即日閲覧の充実に努め、研究者等への情報提供をより一層推進する。

(イ) 国文学研究資料館においては、情報事業センターを中心に、所蔵資料の調査収集から利用に至る事業のより効率的な運営を図るとともに、本機構内他機関と協力し、国文学研究資料館の情報資源環境を整備する。また、移転後の立川の新施設において、より効率的で利便性の高い共同利用がなされるための検討を進め、その実現を図る。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、引き続き日文研所蔵資料及び研究成果情報の利用促進を図るとともに、次期中期計画期間に向けて新たな日本研究基礎資料高度利用情報システムの研究・開発準備に着手し、よりいっそうの日本研究資源情報の利用環境整備に取り組む。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、大学等関係機関との連携を強化し、全国の大学等が保有する有用な研究・人材資源を活用して地域環境情報ネットワークを基盤とした研究システムの整備を図る。また、地球環境学に関連する情報の収集・蓄積・管理・分析・公開といった業務の遂行を促進させるため、地球環境情報統合化システムを整備する。

(オ) 国立民族学博物館においては、所蔵資料に関する情報提供にかかる情報環境を整備・改善する。

③ 海外の研究者ネットワークとの連携を強化し、国際的協業の基盤整備に努める。

- ④ 機構全体及び各機関において国内外の研究者の受け入れ・共同研究の公募・客員教員の採用等を積極的に図る。

(3) 共同利用等に関するその他の目標を達成するための措置

- ① 引き続き、共同利用者に対する各種情報の提供を行うため、機構本部及び各機関のホームページをより充実させると同時に、出版・研究集会等を通しての双方向的な情報や成果の共有、共同利用に関する積極的な情報公開等を進める。

21年10月1日に新機関となる日本語研究機関について、ホームページ等でその設置について広く周知する。

- (7) 国立歴史民俗博物館においては、ホームページについて、研究者の情報を更に充実させ公開する。また、メールマガジンの配信を引き続き実施する。

- (4) 国文学研究資料館においては、移転後の立川新施設における共同利用サービスの実態と利用者の要望をもとに、ホームページ、広報誌などでさらに積極的に情報を公開し、共同利用者への周知を図る。

- ② 共同利用機関のための施設設備の充実を図る。

- (7) 国文学研究資料館においては、立川新施設での共同利用者の要望を踏まえ、さらなる利便性向上を目指し、施設設備の充実を図る。

- (4) 総合地球環境学研究所においては、共同利用・共同研究の拠点として大学等関係機関との連携を強化し、地域環境情報ネットワークの構築に向け事業を推進させるとともに、共同研究者の利用促進を図るべく、実験施設等の施設設備及び管理運営の充実を図る。

- ③ 人間文化に関わる研究情報資源の学界での共有化推進のために、大学・研究機関等との連携のための研究会を組織する。

3. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

- ① 国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター及び国立民族学博物館においては、本機構と総合研究大学院大学との協定に基づき、同大学院博士課程教育を、各機関の基盤的研究と一体的に以下のとおり協力・実施する。

- (7) 国立歴史民俗博物館においては、大学院教育のより一層の充実を図る。

- 1) 教育研究指導分野を大きく二つの系に分けた教育カリキュラムに沿って、充実した授業を実施する。
- 2) 日本歴史研究専攻の紹介のために、ホームページの充実に努めるとともに公開講演会を継続的に開催する。

(イ) 国文学研究資料館においては、日本文学研究専攻として、原典資料を活用した先進的な日本文学研究の教育研究を進め、人材を育成する。同時に他専攻、他大学の学生の受け入れなど、幅広い教育研究を行う。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、国際日本研究専攻として、本センターが主催する国際研究集会並びに海外シンポジウムにおいて、研究発表の機会を与えるための措置を講じる。

(エ) 国立民族学博物館においては、地域文化学専攻及び比較文化学専攻において、より充実した教育・研究指導を行う。また、展示場における研究の成果を大学院の授業等に活用する。

② 他大学所属の大学院生を特別共同利用研究員として積極的に受け入れ、専門的研究指導を行うなど、総合研究大学院大学以外の大学院教育に協力する。

なお、総合地球環境学研究所においては、大学院生を特別共同利用研究員等として積極的に受け入れ、地球研で進めている研究プロジェクト方式に参画させ、教育・研究面で協力、指導できるよう一層の促進に努めるとともに、地球研における大学院教育のあり方について、研究推進戦略センターにおいて、引き続き検討を行う。

(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置

① 各機関において、共同研究等を組織する際、競争的外部資金の活用等により、積極的に国内外の若手研究者の参加を促進する。

② 各機関において、若手研究者育成の観点から適切な領域にリサーチ・アシスタントを採用し、人材の育成を積極的に図る。

③ 各機関それぞれにおいて、人材養成のための以下の措置を実施する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、若手研究者の養成のために機関研究員、リサーチ・アシスタント、特別共同利用研究員、外来研究員、大学院生などを各種研究プロジェクトに参加させ、日本歴史を学際的に研究し得る人材の養成を進める。

(イ) 国文学研究資料館においては、共同研究及び資料の調査収集に若手研究者を、文献資料調査員、機関研究員、リサーチ・アシスタント、またプロジェクト研究員等として参加させ、人材育成を促進する。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

1) 研究プロジェクトに機関研究員やリサーチ・アシスタントを採用し日本文化に関する国際的・学際的な総合研究を担う人材の育成を促進する。

2) 外務省、国際交流基金等と連携し、海外の若手研究者の育成や日本研究関係学科の創設等に関する指導・助言を行う。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、引き続き国内外の若手研究者を、リサーチ・アシスタントやプロジェクト研究員として雇用し、人材の育成を図る。また、研究プロジェクトのメンバーとして登用し、研究者ネットワークへの参加を促すよう配慮する。

(オ) 国立民族学博物館においては、機関研究員、共同研究員、特別共同利用研究員、外来研究員及びリサーチ・アシスタントの諸制度を活用し、文化人類学（民族学）とその隣接分野の人材養成に資する。

4. その他の目標を達成するための措置

（１）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

① 企画・連携・広報室において、機構としての広報・社会連携のあり方について企画・推進し、公開講演会・シンポジウムの開催、ホームページの充実などを積極的に推進し、各機関の社会連携を支援するとともに、新しい広報誌についての検討を始める。

② 機構の総合推進検討委員会のもとに19年度に設置した国際連携協力検討部会を中心に、国際連携協定を基に機構としての国際交流のあり方を審議するとともに、検討を行う。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

1) 研究成果を、総合展示のリニューアル・企画展示等として表象化して社会に還元・普及を引き続き図る。

前掲1の(1)②の(ア)3) 記載の展示プロジェクトの研究成果に基づき総合展示第6展示室の開室、企画展示、ミニ企画展示、くらしの植物苑特別企画を実施する。

2) 日本の歴史と文化の先端研究の現状を理解してもらうため、歴博フォーラム・講演会などの広報・普及活動を引き続き推進する。

3) 総合展示リニューアルに伴い、見学プログラムを更に充実し、フロアスタッフ及びボランティアのスキルアップをより一層図り、また、第6展示室オープン前の広報活動を積極的に行う。

4) マスメディアへの掲載の機会を増やすため、分かり易くデザイン面にも工夫した内容のプレスリリースを引き続き作成する。

5) 刊行物の送付先等を引き続き検討・整理し、海外を含む、より効率的な広報の充実を図る。

6) 研究推進センターのもとで計画的に国際学術交流を図る。

・国際シンポジウム・国際研究集会・国際セミナーの実施

・外国人研究員の公募を行うなど積極的な受入れ及び共同研究への参加の推進

(イ) 国文学研究資料館においては、

1) 日本文学の普及を図るため、特定のテーマについて、第一線で活躍している研究者による連続講演を開催する。

2) 最新の研究動向を広く一般に紹介し、研究成果の社会還元を図るためシンポジウム等を開催する。

- 3) 日本固有の書籍文化を社会に伝えることを目的として、展示企画室で策定した展示計画に基づき、従来よりも広いスペースとなった展示室を活用して、当館所蔵品を中心に貴重な資料を展示する。
- 4) 広報の充実をプレス・リリース等の方法によって図る。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 外国人研究者の研究発表機会の提供及び一般市民との交流を目的として、日文研フォーラム（年11回程度）、イブニングセミナー及び木曜セミナー（年11回程度）を開催する。
- 2) 研究成果の一般社会への提供として、学術講演会（年4回程度）及び公開講演会を開催する。
- 3) 一般公開として施設を公開し、研究資料の紹介や所蔵の貴重図書等を公開する。（年1回）
- 4) 教員が近隣の小学校へ出向き、児童に分かりやすい内容で学問の一端を紹介する授業を行う。（年1回（8コマ）程度）
- 5) 地域と連携し、文化芸術活動などの事業等を実施する。
- 6) 特別講演会を実施する。
- 7) 一般社会への研究成果の提供及び専門分野の職員への研鑽情報の提供を目的として、文化資料研究企画室シンポジウム（年2回程度）を開催する。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 研究成果の公開を目的として、地球研フォーラム及び地球研市民セミナーを開催する。また、日本の地域ごとの自然と文化に関する様々な問題を地域の人々とともに考えていくことを目的に開催する地球研地域セミナーを21年度は長野県で開催する。
- 2) マスコミとの懇談会を定期的に開催し、研究成果の状況、研究活動の状況等の広報に資する。
- 3) ホームページの充実と利便性の向上を図るとともに『要覧2009』の刊行と研究年報、研究者総覧、自己点検・評価資料となる『年報2008』を作成する。
- 4) 海外の研究者コミュニティとのネットワーク形成と交流を深めるため、地球環境問題に関する第4回国際シンポジウムを開催するほか、研究プロジェクト主催により多くの国際シンポジウム等を開催する。
- 5) 所内の展示スペースの有効利用を図る。また、小中高生等の見学者を積極的に受け入れるとともに、大学への出前講義などを通じて地球研のミッションや地球環境問題の捉え方について広く紹介する。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 展示活動の充実を図るとともに、常設展示場の改編を継続する。
- 2) 海外で共催展を開催するほか、次年度以降の巡回展・共催展の計画立案のため国内外博物館との調整を行う。
- 3) 国内外の主要な博物館・美術館との機能的な連携を目指した国内・国際ネットワーク形成を行う。
- 4) 社会と連携した博物館活動の一環としてボランティアや各種学習団体・教育機関と連携し

て普及活動を推進する。

- 5) 20年度に国立民族学博物館特別展「アジアとヨーロッパの肖像」として第1回展示を実現したASEMUS（アジア・ヨーロッパ・ミュージアム・ネットワーク）の国際共同巡回展のアジア、ヨーロッパでの開催に協力する。
- 6) 研究成果を広く一般に公開するため学術講演会などを実施し、また、パフォーマンスや映像などは研究公演・映画会として広く公開する。
- 7) 研究の成果は、各種出版物はもとより、ホームページなどを活用し、迅速かつ広範に広報する。
- 8) 地域の芸術文化の振興を推進するための事業に関係機関と一体となって参画する。

③ 各教育・研究機関、地方自治体等の専門職員の研修を実施・協力する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、専門知識と技能の向上を目的とした「歴史民俗資料館等専門職員研修会」を文化庁とともに実施する。研修は1期2年制で、本年は1年目の研修を実施する。
- 2) 展示を学校教育、生涯教育などで活用するために、学校教員等研修を引き続き実施する。
- 3) 展示等を活用した学習プログラムを共同開発するために設置された博学連携研究員会議を引き続き実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、次のとおり研修を実施する。

1) 日本古典籍講習会

図書館司書を対象に、古典籍に関する専門知識や取扱方法等についての講習会を開催する。

2) アーカイブズ・カレッジ

多様な史資料を取扱う専門的人材を養成するため、長期コース、短期コースをそれぞれ開催する。

(ウ) 国立民族学博物館においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業である、世界各国のキュレーターを対象とした「博物館学集中コース」を継続し、円滑な運営を図るとともに、関係諸団体と連携して各種研修を実施する。

④ 諸外国の研究機関等との関係の構築を図り、外国人研究者の招聘、研究者の海外派遣を進めるとともに、国際研究集会・国際シンポジウムの開催やそれへの研究者の参加を積極的に支援する体制を促進する。

(ア) 国立歴史民俗博物館においては、外国人研究員を招聘し、学術研究の推進を図るとともに国際研究集会、国際シンポジウムなどを積極的に開催する。

(イ) 国文学研究資料館においては、

1) 外国人研究者を招聘し、学術研究の推進を図る。

2) 国際的な観点から日本文学の研究を発展させることを目的として、外国人若手研究者の育

成を視野に入れた、国際日本文学研究集会を開催する。

3) 海外諸機関との学術交流協定に基づく交流を含め、研究活動等の国際化を積極的に進める。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 海外研究交流室に配置したプロジェクト研究員を中心に、日本研究の情報収集・分析を進めるとともに、国際研究集会・国際シンポジウムの開催やそれへの研究者の参加を積極的に支援する体制を充実する。
- 2) 海外研究交流室の運営にあたって、海外研究交流顧問からの評価・助言を活用し、運営の充実を図る。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 海外研究機関との研究協定を締結するとともに、関係諸機関との間で研究者の招へいや派遣を積極的に推進する。また、国際研究集会や国際シンポジウムの開催を推進する。
- 2) 外国人研究員を、研究プロジェクトのコア・メンバーとして共同研究に参加させるとともに研究活動の推進についての意見を求める。

(オ) 国立民族学博物館においては、フランス・人間科学研究所及びペルー・国立サン・マルコス大学、順益台湾原住民博物館、大韓民国・国立民俗博物館、中華人民共和国・内蒙古大学と学術交流に関する合意書に基づいて、研究交流や研究協力を具体的に実施する。また、大韓民国・国立民俗博物館と蔚山広域市との事業協定書に基づいて、各種事業を推進する。

⑤ 国際学術機関との研究協力及び国内の関連諸機関との連携を通じて、学術的・技術的支援を進める国際貢献のための体制を検討する。

⑥ 他の大学共同利用機関法人とのゆるやかな連携を保ちつつ、知的財産の管理・活動等に努める。

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

① 役員会は、本機構の重要事項について審議する。機構長の下に置かれる各機関の長等を含む機構会議では、機構の業務運営に関する重要事項について調整及び協議し、事務局長の下に置かれる各機関の管理部長等を含む事務連絡協議会において、事務処理に関して各機関間の調整及び協議を行う。

② 理事は、業務分担組織の効果的・機動的な運営のため管理運営、共同研究を含む共同利用、評価・企画、各機関間の連携、研究情報の整備充実・広報等重要事項について機構長を補佐する。

③ 機構本部の事務局職員は、各機関との連携を図りつつ、円滑な業務運営に努める。

- ④ 企画連携室を、研究及び広報に特化して業務を行う企画・連携・広報室に改編する。
- 企画・連携・広報室は、担当理事及び各機関を代表する者で構成し、会議を各月２回開催し、機構内外の研究機関の連携による人間文化に関する総合的研究及び研究資源の共同利用、並びに機構の事業に関する広報活動について企画・推進する。
- １）連携研究
- 20年度に引き続き１テーマ（３領域）を実施する。
- 「日本とユーラシアの交流に関する総合的研究」（３領域）は20～21年度にわたり、研究を継続すると同時に、21年度には３課題合同のシンポジウムを行い、総括する。「文化資源の高度活用」（８課題）は20年度で終了し、３か年の業績をまとめる。
- ２）研究資源共有化事業
- 20年度公開の「統合検索システム」「nihuONEシステム」について、研究資源共有化事業委員会・研究支援室、資源共有化事業の特任研究員が連携し、効率的安定運用を行い、資源共有化データベースのホームページを通じた広報・利用促進活動を進める。
- ⑤ 各機関に置かれる運営会議に外部有識者を出席させ、研究者コミュニティ等の意見を機関運営に反映させる。
- ⑥ 各機関の長が組織する会議等の機能、権限を明確にし、適切な運営を図る。
- ⑦ 各機関への予算配分は、予算編成の基本方針及び予算配分方針に基づき行う。
- １）連携研究や研究資源共有化等を行う「人間文化研究の総合推進事業」等の機構全体に関わる事業実施に必要な経費については、企画・連携・広報室等における審議を踏まえ、役員会の議を経て資源配分を行う。
- ２）機構長裁量経費、各機関の長の裁量経費については、リーダーシップのもと重要性・緊急性を勘案して資源配分を行う。
- ⑧ 社会保険労務士、弁護士及び税理士と契約を締結するなど、必要に応じ機構運営に人事労務や財務会計の外部専門家を活用する。

２．研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

研究実施体制の整備に関し、所要の措置を実施する。

３．人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ① 各機関の特性を踏まえつつ、人事管理について所要の措置を行う。
- ② 業務の適正な執行を図る観点から、引き続き運営体制、職務・責任分担及び役割分担の見直しを行い、職員の適正配置に努める。
- ③ 任期制の効果的な実施と柔軟な運用を引き続き検討する。

- ④ 事務職員・技術職員の採用は、競争試験又は選考によることとし、競争試験は国立大学法人等職員採用試験により実施する。
- ⑤ 事務職員・技術職員について、大学等との人事交流を推進し、人事の活性化を図るとともに、これまでの大学等からの受入による一方向の人事交流を、可能な限り相互の人事交流を行うよう検討する。
- ⑥ 事務職員等勤務評定実施規程に基づき適正な勤務評定を実施するとともに職員研修の充実に努め、業務に必要な知識、技能を高め、事務職員等の資質の向上を図る。
- ⑦ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、21年度においては概ね1 %の人件費の削減を図る。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 機構本部及び各機関において、役割・機能を踏まえた効率的な事務体制を構築するよう努めるとともに、事務の簡素化・効率化・合理化を図る。
- ② 機構本部及び各機関は、引き続き事務情報化を推進し、業務の合理化・効率化・迅速化を図る。その一環としてテレビ会議システム導入についての検討をはじめめる。
- ③ 外部委託が有効な業務については、費用対効果を勘案しつつ、引き続き行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 科学研究費補助金の申請、使用方法等についての説明会の実施や募集状況等の電子掲示板等への掲載などにより、職員に周知し、積極的獲得に努める。
- ② 研究助成金等外部資金の積極的獲得のため、募集状況等の電子掲示板等への掲載などにより、職員に周知し、積極的獲得に努める。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 経費抑制についての意識の徹底を図る。また、経費節減効果があった事項については、各機関が積極的に取り組むなどして、管理的経費を抑制する。
- ② 省エネ対策に配慮した機器・物品の購入、節電、節水及び冷暖房温度の適切な管理、電子メール等の活用による紙の使用量の削減など、引き続き経費の節約に努める。
 - ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズの励行を実施する。

- ③ 管理業務等に係る経費の節減を図るため、費用対効果を勘案し、業務内容を見直すなど引き続き業務の外部委託を行う。
 - ・刊行物の発送については、費用対効果を勘案の上、外部業者に委託する。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 資金管理にあたっては、毎年度策定する「資金管理計画」に基づき、安全性・確実性を確保しつつ、有効な資金運用に努める。
- ② 施設の有効活用（スペースマネジメント）に努める。

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 評価の充実に係る目標を達成するための措置

- ① 機構評価委員会及び各機関の評価委員会において自己点検・評価を行い、国立大学法人評価委員会へ提出する業務実績報告書について検討を行う。
- ② 自己点検評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果を分析し、その対応策等についての検討を行い、可能なものから対応する。また、次年度計画の策定に反映させる。
- ③ 各機関の評価委員会において、自己点検・評価を実施し、運営の改善に活用する。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 機構ホームページにおいて、国立大学法人評価委員会の評価結果及び財務諸表等を公表する。また、各機関のホームページにおいても、当該機関の自己点検・評価結果等を公表する。
- ② 引き続き、ホームページの充実に努め、併せて、国際的な情報発信を行うために英文ホームページの充実を図るなど、情報公開体制の整備を図る。また、機構としての広報活動の指針に基づき、広報活動に努める。

各機関の連携のもとに、機構主催の公開講演会・シンポジウム及び連携展示を開催するとともに、引き続き、広報誌「人間文化」を発刊する。

なお、「論壇 人間文化」については廃止し、これに代わる新たな広報誌についての検討をはじめめる。

(7) 国立歴史民俗博物館においては、

- 1) 広報・情報提供等の充実のため設置された広報連携センター業務の効率化をさらに図り、館外の有識者を含めた広報懇談会・報道関係者等に対する記者発表を引き続き開催し、効果的な広報活動を進める。また、20年度に新たに設置された広報有識者会議において、広報活動全般について各界の有識者から助言を得、広報事業の展開拡充に資する。
- 2) 共同研究などの研究成果は『国立歴史民俗博物館研究報告』として刊行するとともに、研

究及び事業情報を網羅した『国立歴史民俗博物館年報』を刊行する。さらに、広報誌として位置づけられる歴史系総合誌『歴博』を発行する。

3) ホームページにおける、特にこどもサイトを分かり易く工夫し、また、メールマガジンの配信を引き続き実施する。

(イ) 国文学研究資料館においては、広報出版室等においてホームページ及び広報誌の企画、調整を行い、広報活動の充実を図る。

(ウ) 国際日本文化研究センターにおいては、

- 1) 従来からの情報公開、広報活動の取組方針を堅持する。
- 2) 報道関係者及び地域代表者との懇談会の開催等により、広報活動及び情報公開の充実に努める。
- 3) 引き続きホームページにおけるユーザーインターフェースの改善充実に努める。
- 4) 引き続き公開データベースの改善充実に努める。

(エ) 総合地球環境学研究所においては、

- 1) 広報委員会や研究推進戦略センターにおいて、積極的に地球研市民セミナーや地球研地域セミナーを開催して研究成果の公開に努めるとともに、ホームページ、ニュースレターなどを通じて広報活動を進める。
- 2) マスコミとの懇談会を引き続き開催し、広報機関等とのネットワークを構築する。

(オ) 国立民族学博物館においては、

- 1) 研究情報を網羅的に集めた『研究年報』を刊行するとともに、研究情報をホームページによりタイムリーに発信し、内容についても一層の充実を図る。
- 2) 戦略的・機能的な広報戦略を構築し、情報の一元的把握と迅速な社会的要請への対応を目指す。
- 3) プレス懇談会を定期的に行うとともに、マスメディアを通じた広報活動を展開する。
- 4) ホームページの内容及び利用方法の充実に努める。
- 5) 広報誌を発行し、関係機関に配付し、事業計画、研究成果等の積極的な情報発信を行う。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 機構と各機関において、「施設マネジメントに関する指針」に基づき利便性の高い利用環境の整備を図る。
 - ・「施設マネジメントに関する指針」に基づき、施設マネジメント委員会において、施設マネジメントのクオリティ、スペース、コストの各分野を推進し、利便性の高い利用環境に整備するなど、施設マネジメントの実施に努める。
 - ・「施設マネジメントに関する指針」に基づき、城内団地ライフライン再生事業を行う。

- ・立川キャンパスの整備に努める。
 - ・国際日本文化研究センターにおいては、日本研究資料保存（外書館）の整備を図る。
 - ・総合地球環境学研究所においては、P F I 事業者と連携を図り整備を進める。
- ② 研究活動の推進及び研究のための資料保存等に必要な施設を計画的に整備するとともに、研究施設等の適正な確保に努め、施設設備等の機能の充実を図る。
- ・国文学研究資料館の移転用地の計画的購入、及び立川キャンパスの施設設備の充実を図る。
 - ・総合地球環境学研究所の施設整備事業をP F I 事業として確実に推進する。
 - ・安全性の向上や機能再生を計画的に進め、研究環境の改善、充実を図る。
 - ・国立歴史民俗博物館の基幹・環境整備を推進する。
 - ・国際日本文化研究センターの外書館整備を推進する。
- ③ 施設設備の利用状況の点検・評価を行い、施設の有効活用に努める。
- ④ 施設の安全で効率的な利用・管理・運営のため、施設設備の利用、維持管理及び改修整備を計画的に行い、引き続き研究施設等の適正な確保に努める。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 労働安全衛生法等を踏まえ、引き続き安全衛生環境の充実に努める。
- ② 総合的な安全衛生対策を推進するため、資格を有する衛生管理者を適正配置するとともに、安全教育及び必要な各種マニュアルを整備する。
- ③ 機構全体の危機管理体制の整備に基づき、全機構的・総合的な危機管理の充実に努める。
- ・研究活動における公的研究費の不正使用防止計画に基づき不正行為の防止に努める。
- ④ 災害発生時における安全対策マニュアルを整備し、防災訓練等を実施する。
- ⑤ 建物及び屋外環境における防犯設備を含む防犯・警備体制を整備する。

Ⅵ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ. 短期借入金の限度額

29億円

Ⅷ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究、社会との連携、国際交流、施設整備等に充当する。

X. その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ P F I 施設整備事業 ・ ライフライン再生事業 ・ 小規模改修 ・ 立川団地 土地購入	総額 1, 199	施設整備費補助金 (724) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (475)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

研究目的に即した柔軟な教員の確保を図るため、任期制や公募制の活用など、研究者の交流、流動化を図る。

大学等の人事交流や研修を積極的に実施し、人事の活性化、職務の向上を図るとともに専門性をもった職員の採用・育成・交流を積極的に実施し、知識・技能の継承・発展に努める。

（参考1）21年度の常勤職員数の見込みを336人

また、任期付職員数の見込みを51人とする。

（参考2）平成21年度の人件費総額見込み 5,655百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,714
施設整備費補助金	724
国立大学財務・経営センター施設費交付金	475
自己収入	261
雑収入	261
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	342
目的積立金取崩	349
計	13,865
支出	
業務費	9,899
教育研究経費	9,899
一般管理費	2,425
施設整備費	1,199
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	342
計	13,865

[人件費の見積り]

期間中総額5,279百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額3,582百万円)

2. 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	11,811
業務費	10,012
教育研究経費	4,135
受託研究費等	148
大学院教育経費	73
役員人件費	68
教員人件費	3,366
職員人件費	2,222
一般管理費	1,275
財務費用	66
雑損	0
減価償却費	458
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	11,820
運営費交付金	10,829
受託研究等収益	150
大学院教育収入	161
寄附金収益	31
施設費収益	5
財務収益	1
雑益	260
資産見返運営費交付金等戻入	344
資産見返寄附金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	24
臨時利益	0
純利益	9
目的積立金取崩	9
総利益	18

3. 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	11,287
投資活動による支出	2,435
財務活動による支出	143
翌年度への繰越金	3,207
資金収入	
業務活動による収入	12,316
運営費交付金による収入	11,714
受託研究等収入	311
寄付金収入	31
その他の収入	260
投資活動による収入	1,200
施設費による収入	1,199
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,556